

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第17号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（扶養親族の範囲） 第 2 条 県職員給与条例第 8 条第 2 項及び学校職員給与条例第 10 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 （1） 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 （2） 略 （届出） 第 3 条 <u>県職員給与条例第 9 条第 1 項又は学校職員給与条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。</u> 2 職員は、扶養親族届に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して<u>県職員給与条例第 9 条第 1 項又は学校職員給与条例第 11 条第 1 項</u>の規定による届出を行ったときは、当該届出をもって、前項に規定する届出に代えることができる。	（扶養親族の範囲） 第 2 条 県職員給与条例第 8 条第 2 項及び学校職員給与条例第 10 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 （1） 職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 （2） 略 （届出） 第 3 条 <u>新たに県職員給与条例第 8 条第 1 項又は学校職員給与条例第 10 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u> 2 職員は、扶養親族届に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して<u>前項</u>の規定による届出を行ったときは、当該届出をもって、前項に規定する届出に代えることができる。

改正前	改正後
(認定) 第4条 任命権者 <u>(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)</u> は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を<u>扶養手当認定簿</u>に記載するものとする。 3・4 略 第5条・第6条 略 附 則	(認定) 第4条 任命権者は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を<u>人事委員会が定める様式の扶養手当認定簿</u>に記載するものとする。 3・4 略 <u>(支給の始期及び終期)</u> 第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに<u>県職員給与条例第8条第1項又は学校職員給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後</u>にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。 2 <u>扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u> 第6条・第7条 略 附 則

改正前	改正後
1 略 (平成32年3月31日までの間の読替え) 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第3条第1項中「<u>県職員給与条例第9条第1項</u>」とあるのは「<u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）附則第4条の規定により読み替えられた県職員給与条例第9条第1項</u>」と、「<u>学校職員給与条例第11条第1項</u>」とあるのは「<u>佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第41号）附則第3条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第1条第1項</u>」とする。 (行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員) 3 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）附則第4条第3項により読み替えられた県職員給与条例第8条第3項の人事委員会規則で定める職員及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第41</u>	1 略 (令和8年3月31日までの間の読替え) 2 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1条の2中「県職員給与条例第8条第1項」とあるのは「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第3号）附則第4条の規定により読み替えられた県職員給与条例（以下「読替え後の県職員給与条例」という。）第8条第1項に規定する職務の級が行政職給料表9級以上に相当するもの」と、「学校職員給与条例第10条第1項の」とあるのは「佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第11号）附則第4条の規定により読み替えられた学校職員給与条例（以下「読替え後の学校職員給与条例」という。）第10条第1項に規定する職務の級が行政職給料表9級以上であるものとして」と、第2条及び第2条の2中「県職員給与条例」とあるのは「読替え後の県職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の学校職員給与条例」と、第3条第1項中「新たに県職員給与条例」とあるのは「新たに読替え後の県職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の学校職員給与条例」と、第5条第1項中「県職員給与条例」とあるのは「読替え後の県職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の学校職員給与条例」と、第6条中「県職員給与条例」とあるのは「読替え後の県職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の学校職員給与条例」とする。</u> (行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員) 3 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第3号）附則第4条の規定により読み替えられた県職員給与条例第8条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する</u>

改正前	改正後
<u>号) 附則第3条第3項の規則により読み替えられた学校職員給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> <u>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u> <u>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（管理職手当の区分が2種である職にある職員に限る。）</u> <u>(3) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（管理職手当の区分が1種又は2種である職にある職員に限る。）</u>	<u>条例（令和7年佐賀県条例第11号）附則第4条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第10条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第1条の2及び第2条の2に規定する職員とする。</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。